

別表（第3条関係）

助成対象機器等	助成対象者	助成要件	設置等の対象となる建物	対象経費	助成金額
太陽光発電システム （家庭用）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	1 IEC電気機器安全規格適合試験制度で認定されている認証機関（JET、VDE、TÜV Rheinland Japan、UL Japan等）により、認証を受けた製品であること。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅 延べ床面積150㎡未満の事業所	機器設置費用	出力1kWあたり5万円※1 （上限20万円）
太陽光発電システム （業務用）	1 区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等		集合住宅 延べ床面積150㎡以上の事業所		出力1kWあたり5万円※1 （上限50万円）
蓄電池システム （家庭用）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	1 太陽光発電システム（助成金の交付申請より前に蓄電池システムと接続済みであること）を利用して充電できること。 2 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）において、蓄電システム製品として登録されているもの。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅 延べ床面積150㎡未満の事業所	機器設置費用	出力1kWhあたり3万円※1 （上限30万円）
蓄電池システム （業務用）	1 区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等		集合住宅 延べ床面積150㎡以上の事業所		出力1kWhあたり3万円※1 （上限30万円）
事業所用LED照明	1 区内に事業の用に供する目的で、事業所または住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等（個人事業主が賃借人を居住させる目的で賃貸する建築物に対象機器を設置する場合は対象外とする）	1 事業の用に供する建物に設置するLED照明が以下の機器の種別に応じた基準をすべて満たすものであること。 (1) L E D照明器具 ①固有エネルギー消費効率が85lm／W以上であること。 ②L E Dモジュール寿命が40,000時間以上あること。 (2) L E Dを光源とした内照式表示灯 ①定格寿命が30,000時間以上であること (3)電球形L E Dランプ ①エネルギー消費効率が70lm／W以上であること。 ②定格寿命が30,000時間以上あること。 2 機器設置費用が10万円以上であること。 3 区内に所在地を有する施工業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅 事業所	機器設置費用	機器設置費用の1/2（上限50万円）
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されているもの。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅	機器設置費用	上限20万円
ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	1 エコキュートについては、JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様は2.7以上） 2 ハイブリッド給湯器については、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102％以上 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅	機器設置費用	上限5万円
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	1 エコジョーズについては、給湯暖房器の場合は、給湯部熱効率が94％以上。給湯単能器、ふろ給湯器の場合は、モード熱効率が83.7％以上。 2 エコフィールについては、油だき温水ボイラーの場合は、連続給湯効率が94％以上。石油給湯機（直圧式）の場合は、モード熱効率が81.3％以上。石油給湯機（貯湯式）の場合は、モード熱効率が74.6％以上。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅	機器設置費用	上限3万円
省エネルギー家電 （エアコン）	1 自らの居住の用に供する住宅で使用する目的で、対象機器を購入した区民	1 既設の機器のリサイクルをとまなう購入であること。 2 区内の実店舗で購入した機器であること。 3 日本産業規格C 9 9 0 1に基づく省エネルギー基準達成率が以下に該当すること。 (1)エアコン 100％以上（目標年度2027年度） 上記省エネルギー基準達成率の定めのない機器については通年エネルギー消費効率（APF）が5.3以上であること。 (2)冷蔵庫 105％以上（目標年度2021年度）	戸建住宅 集合住宅	機器本体費用	上限1万円
省エネルギー家電 （冷蔵庫）					

別表（第3条関係）

助成対象機器等	助成対象者	助成要件	設置等の対象となる建物	対象経費	助成金額
宅配ボックス （戸建住宅用・区内業者発注）	1 自らの居住の用に供する戸建住宅に対象機器を設置した区民 2 区内に事業の用に供する目的で戸建住宅を所有または賃借し、当該住宅に対象機器を設置した法人・個人事業主	1 施錠できる構造となっていること。ただし、南京錠で施錠するものは除く。 2 3辺の合計が7 5 cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1 つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅	機器設置費用	機器設置費用の1/2 （上限5万円）
宅配ボックス （戸建住宅用・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限3万円）
宅配ボックス （戸建住宅用・IOT対応・区内業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限15万円）
宅配ボックス （戸建住宅用・IOT対応・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限13万円）
宅配ボックス （集合住宅用・区内業者発注）	1 区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 2 区内に事業の用に供する目的で集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した法人・個人事業主	※IOTとは、モノのインターネットを指し、機器自体がインターネットに接続しているタイプの製品をいう。 ※区内・区外業者の判断は、購入先または工事を請け負った業者が区内または区外に所在地を有するか否かで行うものとする。	集合住宅	機器設置費用	機器設置費用の1/2 （上限10万円）
宅配ボックス （集合住宅用・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限8万円）
宅配ボックス （集合住宅用・IOT対応・区内業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限20万円）
宅配ボックス （集合住宅用・IOT対応・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限18万円）
二酸化炭素排出量算定クラウドサービス	1 区内に事業の用に供する目的で事業所を所有または賃借し、当該事業所で対象サービスを利用した中小企業者等	1 二酸化炭素排出量の算定を支援し、事業者の環境経営に資するもの 2 二酸化炭素排出量の削減に向けた分析機能や取組提案などのサポートがあるもの 3 月または年単位で利用料が発生する対象サービスを、3 か月以上継続して利用したこと。※2	事業所	助成を受けようとする年度内に支払った対象サービスの利用に要する初期費用、および年度内に利用したサービス料金を合算した全額	上限30万円
ZEB設計 （延べ床面積が300㎡以上2,000㎡未満）	1 区内にZEBを建設する法人	1 新築、増改築、既存改修のいずれかを目的としてZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けること。 2 建築するZEB建築物の延べ床面積が300㎡以上であること。 3 上乗せ設計費を区内に所在地を有する建築事務所または区内に住所を有する建築士に支払ったもの。	区内に建設済みまたは建設予定のZEB建築物	ZEB設計に係る上乗せ設計費	上限150万円
ZEB設計 （延べ床面積が2,000㎡以上）					上限300万円
ZEH	1 区内にZEHまたは東京ゼロエミ住宅の認証住宅を新築で購入する区民	1 次のいずれかの補助金の交付決定を受けた戸建住宅であること。 (1)ZEH 経済産業省の「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業」または環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象住宅として補助金の交付決定を受けた戸建住宅であること。 (2)東京ゼロエミ住宅 東京都の「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」において、補助対象住宅として補助金の交付決定を受けた戸建住宅であること。 2 申請者が工事発注した住宅であること。 3 「1」の補助金の交付決定を受け、その交付決定日の翌日から起算して1年以内に申請を行うこと。	戸建住宅	ZEHまたは東京ゼロエミ住宅の購入費用のうち、建物本体費用・付帯設備費用	上限30万円
東京ゼロエミ住宅					

※1 小数点以下第3位を切り捨て
※2 令和7年3月31日以前の対象サービスを利用していた期間については、助成要件に係る利用期間には加えない。

備考

1 申請は対象機器等の種別ごとに同一年度内において、各1回限りとする。ただし、宅配ボックスについては設置する建物が異なる場合においては複数回申請することができることとする。

2 同一の対象機器等に対し、複数人が交付申請を行うことは不可とする。

3 対象機器等は、未使用のものに限る。

4 対象機器等について、区の他の助成を受けている場合は助成対象外とする。

5 助成対象者は法令等および公序良俗に反していない者とする。

6 同一の建物を申請者が居住および事業の用に供している場合は当該建物は事業所とみなすものとする。

7 「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とする。

(1)機器費とは、機器本体およびその設置に必要な関連部材の購入費とする。

(2)設置費用とは、対象機器等の本体や部材、架台等の附属設備の購入およびこれらの取り付けに関わる工事に要する費用とする。

ただし、「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないものおよび設置機器に直接必要ない付属品およびそれに係る工事費等は機器設置費用に含まないものとする。

8 国または東京都から対象機器等に係る同種の助成金の交付の決定を受けている場合は、対象経費から当該助成金の決定額を控除した額と別表第1に定める上限額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。

9 助成対象経費は、いずれも消費税を除いた金額とする。

10 助成金額に1,000円未満の端数があるとき、または助成金額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てるものとする。